



マイナ保険証への移行に伴う対応について

令和6年12月2日（月）以降、現行の保険証の新規発行・再発行はされなくなり、マイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

1 発行済の保険証の取扱いについて

すでに発行済の保険証は退職等により資格喪失されない限り令和7年12月1日（月）まで使用できます。

退職等により保険証を返却する場合の取扱い

▶退職等で使用できなくなった保険証は、勤務先へ返却してください。

2 医療機関や健診機関の受診方法

受付にカードリーダーがある場合

1 マイナンバーカードをカードリーダーに入れ 本人確認を行う



暗証番号
(4ケタ)
または
顔認証

2 同意事項の確認&選択

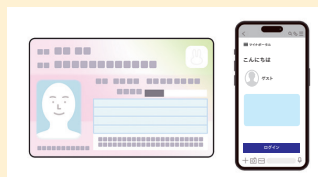


- ・過去の診療内容の提供
- ・お薬情報の提供
- ・過去の健診情報の提供
- ・高額療養費制度の利用

受付にカードリーダーがない場合

マイナンバーカードと
マイナポータルの資格情報画面
もしくは**資格情報のお知らせ**を
受付に提示

※資格情報のお知らせのみの提示では
受付できません。



or



※マイナ保険証をお持ちでない方については資格確認書で医療機関を受診することができます。

マイナ保険証についてのお問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL 0570-015-369

平日 8時30分～17時15分
(土日祝日年末年始を除く)

詳細はホームページを
ご確認ください

協会けんぽ マイナ保険証



重要

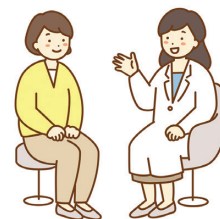
〈事業主・ご担当者様へのごお願い〉

従業員の入社や退職、扶養の追加や削除が発生した場合は**5日以内に管轄の年金事務所へ手続き**をお願いいたします。手続きが完了するまで、マイナ保険証を使用することが出来ません。
手続き方法については管轄の年金事務所へお問い合わせください。

定期健康診断の結果をご提供ください

提供する
メリット

- **重症化予防**につながります
生活習慣の改善（特定保健指導）や重症化予防のためのサポートを無料で受けられます。
- **職場の健康課題**がわかります
健診結果や従業員様の生活習慣について、グラフで見える化した資料をお送りします。
※被保険者数等により提供できない場合があります。



提供
方法

①生活習慣病予防健診を受診する または ②提供依頼書を提出する

※①をご利用いただけない場合

▶協会けんぽが健診機関から**直接**健診結果データを受領します。

※健診機関から健診結果データを提供いただけない場合、事業主様に健診結果（紙）のコピーの提出をお願いすることがございます。

ダウンロードは
こちら➡



法律により、定期健康診断結果の提供を求められた場合は提供することが義務付けられています。
法律に基づいているため、個人の同意は不要です。

本事業の令和6年度委託事業者
「株式会社ディーアイ・ネクスト」

健診結果に関するお問い合わせ先：保健グループ TEL 048-658-5915

令和6年12月末をもって協会けんぽ申請用紙の 年金事務所への設置を終了します

今後は協会けんぽのホームページから申請用紙を
印刷し、ご使用いただきますようお願い申し上げます



協会けんぽ 申請書

申請書をパソコンで入力出来るサービス（入力用申請書）があります！
記入漏れ等のチェックをしながら入力が出来ますので、ぜひご利用ください！



傷病手当金や高額療養費の申請方法、制度について知りたい場合

ホームページの
チャットボットを
ご利用ください！

※その他の申請方法等については準備ができ次第、導入予定です。

「協会けんぽ 傷病手当金」または「協会けんぽ 高額療養費」で検索！



左記以外の申請方法、
制度について知りたい
場合や申請用紙の郵送
を希望される場合は
協会けんぽ埼玉支部
までお問い合わせくだ
さい。

